

第6章 健康増進

健康増進法に基づく保健事業は、主に壮年期からの健康づくり、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図ることにより、健康寿命の延伸を目指している。この事業には、「健康手帳の交付」、「健康教育」、「健康相談」、「健康診査」、「機能訓練」、「訪問指導」、「がん検診」事業がある。保健所は、これらの事業が実施主体である市において、総合的に実施されるよう、助言および技術的支援を行っている。

がん検診受診率は、岐阜県がん対策推進計画では、50%以上を目標としているが、恵那保健所管内の受診率は、胃がん検診3.1%、大腸がん検診4.8%、肺がん検診12.6%、子宮がん検診10.5%、乳がん検診13.3%にとどまった。